

幼稚園教諭実務経験者の保育士資格取得の検討について

○検討目的

・新たな「幼保連携型認定こども園」の職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

・一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち2～3割は、いずれかの免許・資格しか有していないため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置を設けている。

・保育所・幼稚園・認定こども園等が新たな「幼保連携型認定こども園」に円滑に移行できるように、経過措置期間となる5年間は終了するまでの間に、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のみを有する者にもう一方の免許・資格を取得してもらうことが必要。

・そこで、保育所・幼稚園・認定こども園等における勤務経験を評価し、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、その特例の適用基準を検討する。

○検討方法

・一定の実務経験があり、幼稚園教諭免許状のみ有する者の保育士資格取得の特例について、「保育士養成課程等検討会(厚生労働省)」により検討を行う。

※現在は、幼稚園教諭免許状のみ有する者(勤務経験不問)は、保育士試験の試験科目(または履修科目)が3科目免除される。本検討会では、一定の勤務経験がある幼稚園教諭免許状所有者に対し、現行の3科目免除に加え、さらに試験科目(または履修科目)を免除する特例について検討する(別添「幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得方法」参照)。

※一定の実務経験があり、保育士資格のみ有する者の幼稚園教諭免許状取得の特例は、「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議(文部科学省)」により検討を行う。)。

※新たな「幼保連携型認定こども園」で行われる保育の内容(幼保連携型認定こども園保育要領(仮称))や具体的な保育教諭の役割等は、今後開催される「子ども・子育て会議」等により、別途議論が行われる予定。

○検討内容

・実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得の特例として、次の事項を検討する

- ①実務経験の算定対象とする施設、実務経験年数
- ②幼稚園教諭実務経験者における試験免除科目
- ③幼稚園教諭実務経験者における修得教科目

・保育士資格取得の特例は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状授与特例と同様に、政令で定める日※1から、片方の免許で保育教諭として働くことのできる経過措置が終了するまでの期間※2適用される。

※1 公布(H24.8.22)から2年の間で政令で定める日

※2 認定こども園改正法の施行から5年間(H27.4.1 施行の場合、H32.3.31 まで)

(別添 1)

幼稚園教諭免許所有者の保育士資格取得方法

